

令和3年10月1日

外国人技能実習機構

令和元年度における技能実習の状況について(概要)

第1 技能実習の実施状況

実習実施者(※)は、技能実習を行わせたときは、技能実習の実施状況に関する報告書(以下、「実施状況報告書」という。)を作成し、毎年度、外国人技能実習機構(以下「機構」という。)に提出することとされている。

令和元年度における技能実習の実施状況として、機構に提出された実施状況報告書に基づき集計を行った結果は、以下のとおりである。

(※) 企業単独型実習実施者・団体監理型実習実施者の別、また、法人・個人の別は、問わない。

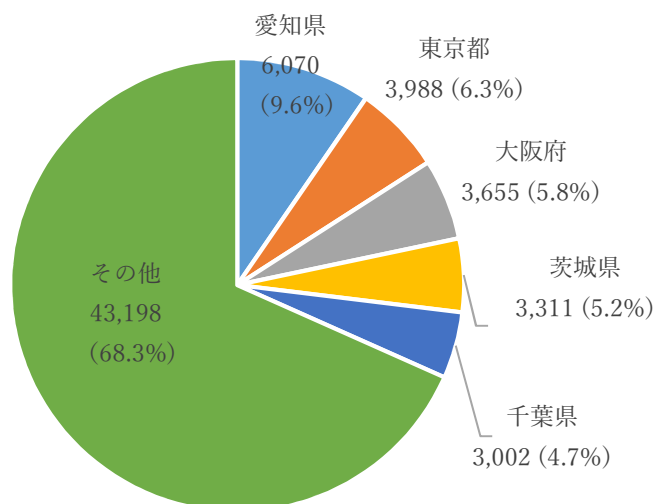
1 実習実施者数(統計 1-1、1-2)

令和元年度に、技能実習を実施した実習実施者は、63,224 者であった。

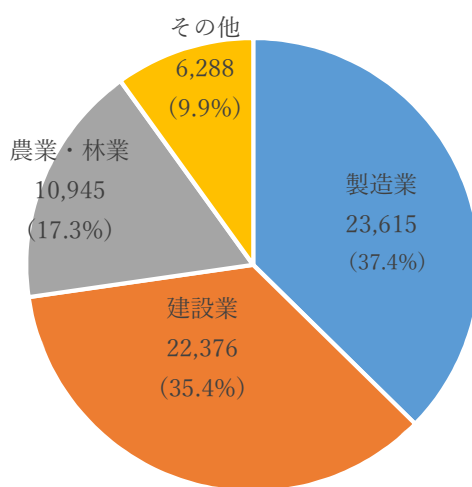
実習実施者数について、都道府県別にみると、愛知県(6,070 者)が最も多く、次いで東京都(3,988 者)、大阪府(3,655 者)、茨城県(3,311 者)、千葉県(3,002 者)の順であり、上位5都府県で全体の 31.6%を占めている(図表 1)。

また、業種別にみると、製造業(日本標準産業分類の大分類:E、23,615 者)が最も多く、次いで建設業(大分類:D、22,376 者)、農業・林業(大分類:A、10,945 者)の順であり、上位3業種で全体の 90.1%を占めている(図表 2)。

図表1 令和元年度 都道府県別実習実施者数



図表2 令和元年度 業種別実習実施者数



2 技能検定等の受検状況(統計 2)

技能実習の段階ごとの、技能検定又はこれに相当する技能実習評価試験(以下「技能検定等」という。)の受検状況をみると、第1号技能実習修了時に受検する基礎級程度の技能検定等については、第1号技能実習修了者 155,906 人のうち、実技試

験の受検者は 152,588 人、学科試験の受検者は 151,267 人であり、合格者はそれぞれ 151,751 人、150,049 人となっている。受検率は実技・学科試験のいずれも 97%以上、合格率もいずれも 99%以上であった(図表 3)。

図表 3 第1号技能実習修了者の技能検定等の受検状況

修了者	実技受検者	実技合格者	
155,906 人	152,588 人	151,751 人	実技合格率 99.5%
	学科受検者	学科合格者	
	151,267 人	150,049 人	学科合格率 99.2%

第 2 号技能実習修了時に受検する 3 級程度の技能検定等については、第 2 号技能実習修了者 74,336 人のうち、実技試験の受検者は 71,491 人、合格者は 66,161 人となっている。受検率は 96.2%、合格率は 92.5%であった(図表 4)。

図表 4 第2号技能実習修了者の技能検定等の受検状況

修了者	実技受検者	実技合格者	
74,336 人	71,491 人	66,161 人	実技合格率 92.5%

第 3 号技能実習修了時に受検する 2 級程度の技能検定等については、第 3 号技能実習修了者 813 人のうち、実技試験の受検者は 708 人、合格者は 498 人となっている。受検率は 87.1%、合格率は 70.3%であった。(図表 5)

図表 5 第3号技能実習修了者の技能検定等の受検状況

修了者	実技受検者	実技合格者	
813 人	708 人	498 人	実技合格率 70.3%

3 技能実習生の労働条件等

(1) 労働時間(統計 3)

技能実習生の1か月当たりの平均実労働日数と平均所定内実労働時間及び平均所定外実労働時間はそれぞれ、第1号技能実習生が、21.1日、159.2時間、22.6時間、第2号技能実習生が、20.4日、153.4時間、26.3時間、第3号技能実習生が、20.6日、155.5時間、27.6時間となっている(図表6)。

図表6 技能実習生の1か月当たりの労働時間

	実労働日数(日/月)	所定内実労働時間 (時間/月)	所定外実労働時間 (時間/月)
第1号技能実習	21.1	159.2	22.6
第2号技能実習	20.4	153.4	26.3
第3号技能実習	20.6	155.5	27.6

業種別にみると、1か月当たりの平均実労働日数が最も多かったのは、第1号技能実習生及び第2号技能実習生では農業・林業(22.9日、22.3日)、第3号技能実習生では漁業(20.7日)であった。平均所定内実労働時間数が最も多かったのは、第1号技能実習生及び第2号技能実習生では農業・林業(160.9時間、156.8時間)、第3号技能実習生では製造業(158.9時間)であった。

(2) 給与(統計 4-1、4-2、4-3、5)

技能実習生に支給された平均月額給与は、第1号技能実習生が17万5,296円、第2号技能実習生が18万7,456円、第3号技能実習生が20万3,604円であった。また、平均特別給与額(賞与、期末手当等)は、第1号技能実習生が6,793円、第2号技能実習生が2万0,186円、第3号技能実習生が2万7,238円であった(図表7)。

図表 7 技能実習生の給与

	第1号技能実習	第2号技能実習	第3号技能実習
きまって支給する現金給与額	175,296 円	187,456 円	203,604 円
平均特別給与額(賞与、期末手当等)	6,793 円	20,186 円	27,238 円

業種別にみると、平均月額給与が最も高かったのは、第1号技能実習生が製造業(17万9,584円)、第2号技能実習生及び第3号技能実習生が建設業(2号:19万0,796円、3号:23万1,158円)であった。

技能実習生の昇給率については、第1号技能実習から第2号技能実習への移行時及び第2号技能実習から第3号技能実習への移行時の昇給率について報告があった実習実施者はそれぞれ18,424者、6,712者であった。また、第1号技能実習から第2号技能実習への移行時には昇給率が5.0%以下であった実習実施者が12,923者と最も多く、第2号技能実習から第3号技能実習への移行時には昇給率が10.0%を超える実習実施者が2,954者と最も多かった。

第2 実習監理の状況

監理団体は、監理事業を行う事業所ごとに監理事業に関する報告書(以下、「事業報告書」という。)を作成し、毎年度、機構に提出することとされている。

令和元年度における監理事業の状況として、監理団体から提出された事業報告書を基に集計を行った結果は、以下のとおりである。

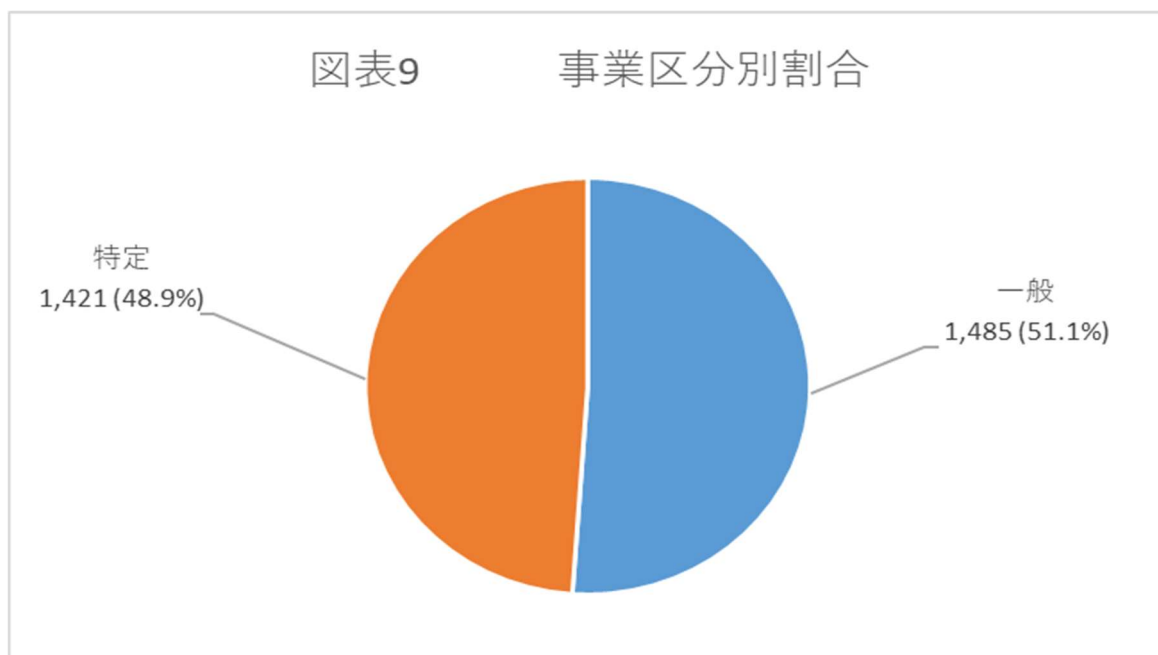
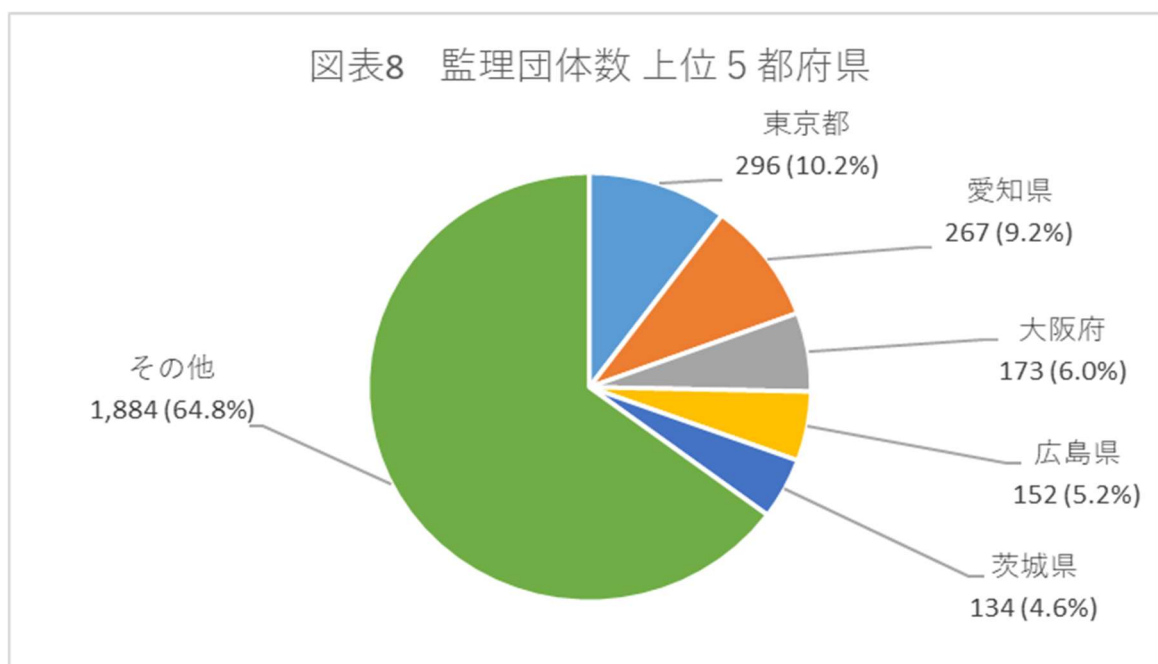
1 監理団体(監理事業所)数 (統計 6-1、6-2、6-3)

令和元年度に、監理事業を行った監理団体(監理事業所)数は、2,906団体(3,165監理事業所)であり、都道府県別にみると、東京都(296団体(333監理事業所))が最も多く、次いで愛知県(267団体(295監理事業所))、大阪府(173団体(191監理事業所))が最も多かった。

業所))、広島県(152 団体(162 監理事業所))、茨城県(134 団体(134 監理事業所))の順であり、上位5都府県で全体の約 35.2 パーセントを占めている(図表 8)。

事業区分別(注)にみると、一般監理団体が 1,485 団体(1,697 監理事業所)、特定監理団体が 1,421 団体(1,468 監理事業所)となっている(図表 9)。

(注)監理団体の許可には、事業区分として、一般監理事業(第 1 号、第 2 号及び第 3 号の技能実習の実習監理が可能)と特定監理事業(第 1 号及び第 2 号のみの技能実習の実習監理が可能)の 2 区分があり、一般監理事業の許可を受けるためには、高い水準を満たした優良な監理団体でなければならない。



2 監理団体(監理事業所)の活動状況

(1) 監理団体(監理事業所)の実習監理の状況(注)

令和元年度においては、事業報告書の提出があった 2,903 監理団体(3,162 監理事業所)のうち、401 監理団体(434 監理事業所)については、実習監理を行っていない(図表 10)。

これは、監理団体の許可を受けたものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う入国制限の影響などにより、技能実習が開始されていないことによると考えられる。

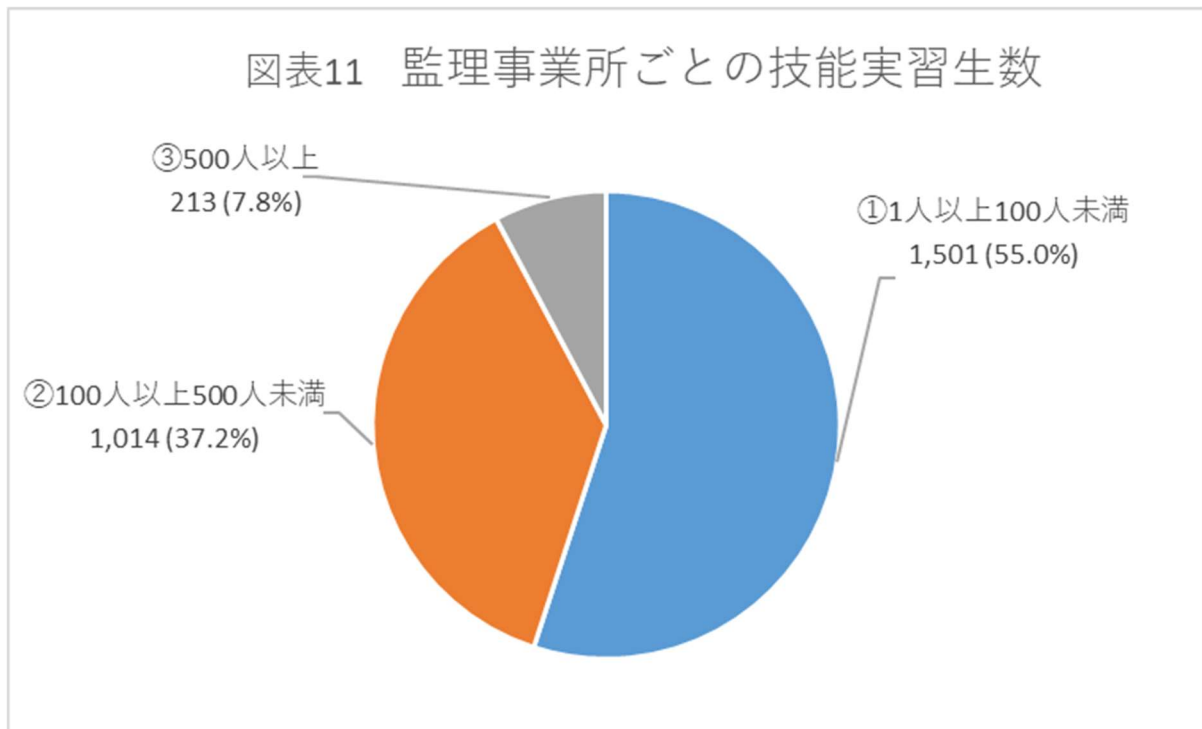
(注)令和元年度の事業報告書提出対象の監理団体(監理事業所)は、2,906 監理団体(3,165 監理事業所)となっているところ、うち 3 監理団体(3 監理事業所)については未提出となっている(いずれも令和 2 年度中に廃止又は監理団体許可取消しとなった監理団体である。)

図表 10 実習監理の状況

監理団体(監理事業所)		
総数	実績あり	実績なし
2,903(3,162)	2,502(2,728)	401(434)
構成比	86.2%(86.3%)	13.8%(13.7%)

(2) 監理事業所ごとの技能実習生数(統計 7)

監理事業所ごとの実習監理の対象となる技能実習生の数については、1人以上100人未満が1,501監理事業所、100人以上500人未満が1,014監理事業所となっており、実習監理した技能実習生が500人未満である監理事業所が全体の92.2%を占めている(図表11)。



3 技能実習生一人当たりの月額監理費(注)(統計8)

技能実習生一人当たりの月額監理費の平均金額は、2万9,943円となっている。

また、一人当たりの月額監理費の分布については、0円以上2万円未満が548監理事業所、2万円以上4万円未満が1,706監理事業所となっており、0円以上4万円未満であるものが全体の82.6パーセントを占めている(図表12)。

(注)令和元年度に実習監理の実績のあった2,728監理事業所を対象に集計したもの。

